

提供日	令和 7 年 9 月 3 日 ( 水 )
発表事項 (タイトル)	財政非常事態宣言の解除について
要旨・経緯	<p>本市では、令和3年2月に財政非常事態宣言を発出し、この間、令和3年9月に策定しました行財政構造改革プラン改訂版に掲げる事務事業や定員管理計画の見直しをはじめ、公共施設の売却等の取組を強力に推進するとともに、決算時に財政調整基金を取り崩さない財政規律を重視した予算編成による財政運営を行ってまいりました。その結果、令和6年度決算において、財政非常事態宣言解除要件を達成することができたことから、令和7年9月5日の定例会最終日に財政非常事態解除宣言を行います。</p> <p>※本件につきましては、9月5日の定例会において令和6年度決算認定後、「財政非常事態解除宣言」を行い、引き続き定例会終了後、記者会見において説明させていただきます。 なお、資料のオープンは記者会見以降とさせていただきますので、取扱いについてご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
広報ポイント	<p>○令和7年9月5日に財政非常事態宣言を解除 ○財政非常事態宣言の解除要件 (3年連続して次の基準を2つ以上満たす場合) ①決算時に財政調整基金を取り崩さないこと ②財政調整基金が15億円以上 ③経常収支比率が95%以下 ⇒令和4年度～令和6年度決算において、3年連続で解除要件を達成</p>
添付資料	<p>【資料1】 財政非常事態解除 宣言文 【資料2】 『財政非常事態宣言』解除 ～持続可能な行財政運営の確立に向けて～ 【資料3】 行財政構造改革プラン改訂版_重点取組方針 (案)</p>
担当課	阪南市役所 総務部 行財政構造改革推進室 担当者名 行財政構造改革推進室長 藤田 主幹 児玉 電話 072-489-4504 (直通) FAX 072-473-3504